

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	那覇市立学校体育施設（開放施設）の使用許可
根拠法令及び条項	那覇市立学校体育施設の開放に関する規則第7条、第11条 那覇市立学校体育施設の開放に関する要綱第12条
審 査 基 準	
<p>那覇市立学校体育施設の開放に関する規則</p> <p>那覇市立学校体育施設の開放に関する要綱</p> <p>別紙のとおり</p>	
標準処理期間	即日
所管部署	生涯学習部 市民スポーツ課（098-917-3504）
更新日	平成27年4月1日

(別紙)

那覇市立学校体育施設の開放に関する規則

(利用者の範囲等)

第7条 開放施設を利用できるものは、次の要件を満たし、あらかじめ教育委員会に登録した団体(以下「登録団体」という。)とする。

(1) 市内に在住、在勤又は在学する者で構成され、その構成員が10人以上で、かつ、満20歳以上の者を代表者としている団体

(2) 前号以外の団体で教育長が特に必要と認める団体

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認める開放施設については、市内に在住、在勤又は在学する個人(満20歳以上の者に限る。)で利用できるものとする。

3 前項の規定に基づき、個人が開放施設を利用する場合の手続きについては、教育長が別に定めるところによる。

(利用の制限)

第11条 開放施設の管理上必要があると認められるときは、利用の許可について条件を付すことができる。

那覇市立学校体育施設の開放に関する要綱

(利用の回数)

第12条 定期利用登録団体の利用できる利用回数は、週1回とする。ただし、教育長が必要があると認めるときは、その限りではない。